

平成21年(2009年) 3月31日
豊中市人権文化部男女共同参画推進課

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ登録団体制度(案)に対する市民意見の概要とその回答

1. 募集期間

平成21年2月13日(金)から平成21年3月6日(金)まで

2. 集計結果

(1) 提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
1	郵便	1	1
2	ファックス	5	19
3	電子メール	1	9
4	所管課への直接提出	3	14
5	その他	0	0
	合 計	10	43

(2) 市民等の区分別人数

	市民等	提出人数(人)	意見件数(件)
1	市内に住んでいる	7	29
2	市内で働いている	0	0
3	市内の学校に通っている	0	0
4	市内で活動しているグループ・団体	2	13
5	市内に事業所を有する事業者	0	0
6	その他	1	1
	合 計	10	43

3. 市民意見の概要とそれに対する市の考え方

意見No	該当箇所	意見内容	意見に対する回答
1	1. 目的	・もう少し具体的に明らかに掲げてほしい。例えば、市民団体の育成と活動助成及びこれらの団体間におけるネットワーク形成を図ることで、施設利用を促進し、施設と登録団体とが協働して男女共同参画社会の実現をめざす、とでも。	【市】この登録団体制度が、すてっぷの利用促進、市民団体の活動支援、団体間のネットワーク形成を図ることにより、男女共同参画社会の実現に寄与する目的であることを要綱に明記します。
2		・そう入する。「男女共同参画を推進する。」「ネットワーク会議を置き、情報交換をする」	【市】意見№1と同じ 団体間のネットワークを図るため、連絡会議を置くことを要綱の「登録団体の役割」に明記し、情報交換の場していきたいと考えています。
3		・すてっぷお話し会を月2回行うという目的で研修を受け、3年間16名で練習をつみががんばってきました。途中夫の転勤病気などで今12名でやっていますが、月2回のお話し会はいつも盛況でリピーターも増えています。 3年前市の方から運営費として8000円をいただき（こちらから請求したわけではありません）次の年から10000円となってその使い道などみんなと相談してきめやっ と軌道にのってきたところです。今になって急に予算をうちきるといわれてもとうてい納得できません。ご再考をお願いします。 私たちは単にすてっぷを利用しているのではなく、すてっぷの大切な行事をになってきたという誇りを持っていそがしい時も時間のやりくりをしてまったくのボランティアでお話し会を行ってきたのです。その点について市の担当者のご意見をおうかがいしたいです。	【市】登録団体に対する月2回の貸室料金の無料化は、活動助成の一面もござい ます。 【財団】財団の市民団体への支援制度は、当該団体の初動期においては、自主グループの育成支援制度により、その後においては事業助成制度により行ってまい りたいと考えています。
4		・男女共同参画社会推進のため、という言葉を入れる。	【市】意見№1と同じ
5		・施設利用のためだけの登録団体ではないので、「男女共同参画を推進するため」という意味合いのことばを入れる。	【市】意見№1と同じ
6		・[文章の変更]「豊中市男女共同参画条例を推進する施設であるすてっぷ」利用の促進、市民団体の活動を助成し、豊中市及び施設指定管理者と市民団体との協働による男女共同参画社会の形成を図ることを目的とします。	【市】意見№1と同じ

意見No	該当箇所	意 見 内 容	意見に対する回答
7	2. 登録団体となる要件	・組織構成が明確な団体・グループの登録申請には積極的に対応ください。	【市】要件に該当している団体は、必要書類を提出のうえ登録できます。
8		・男女共同参画的活動でない団体を、絶対排除するということではないが、単なる文化サークルではなく、実質的に男女共同参画をめざす団体ないしは、思いのある団体で構成するように。 ・（４）は、男女共同参画的団体が、発足し、１年間、すてっぷにおいて、活動をした後に、登録団体となる要件を充たす、という意味でしょうか？ また、現在、存在する団体も、今から１年間、すてっぷにおいて、活動をした後、登録団体となる要件を充たす、という意味でしょうか？	【市】・登録団体となる要件として、当該市民団体の主たる活動目的の中に男女共同参画社会の実現に取り組むことが含まれているものであることを、要綱に明記します。 ・新規に登録団体に申し込むときは、平成23年3月31日までは豊中市内の公共施設において行った活動をすてっぷで行った活動とみなすことを、要綱に明記します。その間新しく発足した団体はすてっぷまたは豊中市内の公共施設において１年以内に4回以上活動された後、登録できます。 また、現在活動している団体は20年度すてっぷまたは豊中市内の公共施設において4回以上活動された団体であれば登録できます。
9		・[(4)について]申込みの日以前の一年間に……すてっぷにおいて定期的（1年当たり4回以上）に行っていること。とありますが、「すてっぷ」の使用料が高いということもあり他の会場において、男女共同参画社会の実現のため、活動をしている団体は登録要件を満たさないことになるので、「すてっぷ」という場所の限定は外して欲しい。 今後、すてっぷの利用料が安価になれば利用できるかと思われます。	【市】意見№8と同じ
10		・「申し込み以前の1年間に」を消す。(4)すてっぷ設立後、すてっぷにおいて地域の……（1年当り4回以上）を消す。	【市】意見№8と同じ

意見No	該当箇所	意見内容	意見に対する回答
11	3. 登録団体への支援	・2月23日会合に口頭で出された財団からの支援策（印刷機器やロッカーの使用、展示コーナー活用、登録団体連絡会議等）についても制度に明記を。	【財団】登録団体制度実施要綱により、登録団体となった団体を対象とした財団の登録団体支援制度を設け、明記します。なお、制度の運用にあたっては財団の財政状況の制約があることをご理解ください。
12		・1回の抽選会における貸室等の申し込み件数を2回から4回に拡充され、月2回の使用料免除は大変ありがたいことですが、万一、登録団体間で部屋等の利用競合が生じた場合は国際交流センター施設移転時の話し合いで示された相互利用乗り入れ案の実行をお願いします。 ・印刷機器・コピー機器・展示コーナー・備品ロッカーの無料使用をお願いします。団体・クラブの常設案内ラックの設置をお願いします。	【市】活動する部屋が競合する場合は、各登録団体の協力をいただき、調整していきたいと考えています。 【財団】抽選会の方法について、不公平がおこらないよう工夫して運用します。 【財団】意見№11と同じ
13		・〔（1）について〕1回の抽選会における貸室申し込みを4件を2件に変更。理由 抽選であたった人が一度に4件おさえるとあとの団体が使用しにくくなる。	【市】意見№11と同じ
14		・〔（2）について〕貸室等の使用料の文について、貸室の中にホールが含まれるのかわかりにくいので（ホールを含む）（ホールを含まない）どちらかを入れる。	【市】ホールも含まれます。
15		・助成金事業の実施 を入れる。 理由 今年度までやってきた助成金事業で1年間見通しをもって計画でき、資金面で援助があったのはとてもよかったので、文言を入れて下さい。	【財団】財団の登録団体支援制度には、事業助成制度を含んでいます。
16		・学習会で提起された財団の支援について明文化して提案して下さい。	【財団】意見№11と同じ
17		・（2）使用料免除は、ホールも、その対象でしょうか？	【市】意見№14と同じ
18		・〔活動ちらしの件〕活動する為のちらし、報告書等の印刷代を無料にして下さる様にご配慮して下さい。	【財団】意見№11と同じ

意見No	該当箇所	意見内容	意見に対する回答
19	4. 登録団体の責務	・責務の語はキツすぎる。守る事項、役割とかに。	【市】「登録団体の役割」に変更します。
20		・さらに、財団側（施設）の役割も必要ではないか。 ・登録団体の保護・支援・協働 ・男女共同参画に関する国や他市の情報の伝達 ・登録団体間のネットワーク形成など	【市】今回の制度は、すてっぷの登録団体についての制度です。ご意見の内容は市と指定管理者との協定内容と思われます。
21		・4. の項目を変更する。 4. 指定管理者の責務「登録団体のネットワーク会議で、国や市や諸団体からの情報を知らせる。」	【市】意見№20と同じ
22		・「4. の登録団体の責務」の変更と追加。 「5. 登録団体との申し合わせ事項」にする。 (6) ネットワーク会議に参加すること。	【市】意見№19と同じ 登録団体の役割としてすてっぷが登録団体間におけるネットワーク形成を図るために置く連絡会議に、当該市民団体の代表者（これに準じる人を含みます。）が参加することを、要綱に明記します。
23		・責務の表現を協力程度に改めてください。(5) は削除してください。	【市】意見№19と同じ (5) については、すてっぷホールも使用料の免除の対象としていることもあり、利用人数にあった部屋のご利用についてご協力をお願いしたいと考えています。
24		・責務ということばをもっとくだけたことばにかえて下さい。例 登録団体へのお願い、など	【市】意見№19と同じ
25		・あわせて、指定管理者の責務をつけ加えて下さい。指定管理者の責務として、ネットワーク構築の支援と登録団体のイベントの支援、国府の情報を提供	【市】意見№20と同じ
26		(5) は、必要か？	【市】意見№23と同じ
27		・「責務」を取る。ネットワーク・協働の形が出来上がってから話し合いの上決めるべきである。	【市】「責務」を「役割」に改め、制度としては、役割を含めた内容でスタートしたいと考えております。

意見No	該当箇所	意 見 内 容	意見に対する回答
28	5．登録期間	・活動実績があれば継続登録を認めてください。	【市】書類を提出していただき、要件を満たしていれば、登録の更新ができます。
29		・2年の登録期間が過ぎると、どうなるのか？見直すことは、あってもいいと思うが、更新可能にすること。	【市】意見№28と同じ
30	6．認定の取り消し	・使用料免除を受けた貸室を登録期間中に3回以上使用しなかった場合、認定取り消しとありますが、屋外スケッチ活動日の雨対策として確保している場合、やむを得ない理由に認めてください。	【市】他の利用者もおられますので、ご意見のような利用が不明確な申し込み、ご利用は控えていただきますようお願いいたします。当日お問い合わせいただき、空いていれば、利用可能です。
31	《その他》	・[指定管理者・市の責務] 男女共同参画に関する、国・府・他自治体の情報提供 (現在の情報ライブラリーの一方的な流し方ではなく、団体に直接、あるいは、双方向的に、情報のやり取りをしてほしい。) 登録団体のネットワーク構築の支援 登録団体のイベント等の支援 これらの行政側の役割も、明確にしておくべきではないか。 ・登録団体のネットワーク(連絡会議?)の運営に関して、登録団体からも意見を言うことができるように、してほしい。	【市】意見№20と同じ 登録団体制度は、団体間のネットワーク形成を図ることも目的としています。 【財団】登録団体連絡会議の取組の中で、会議運営に関する意見交換もおこなっていきたいと考えています。
32		・また、すてっぷの運営(予算運営・人事・事業運営等)に関して、意見の言える工夫があれば、うれしい。 ・この登録団体制度によって、男女共同参画活動をしている団体が、それぞれに力をつけあい、励ましあい、刺激しあいながら、活動を活性化していけるようになりたい。 ・また、登録団体内でも、男女共同参画への意識に温度差があることが考えられるが、少しでも、男女共同参画(個人が大事にされる)意識が広がれば、うれしい。	ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
33		・制度の運用にあたっては、団体の意識が使用申込みの支援に傾かないように、制度の目的がきちんと果たされるよう、やっていただきたいと願っています。	【市】男女共同参画社会の実現を目的とする市民団体の活動を支援し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。
34		・そのためにも、研修会に参加するだけでなく、団体間の交流の機会を定期的に設けてほしいです。そうしてこそ、制度目的の団体間のネットワークが築けると思います。	【市】連絡会議を定期的に開催することにより、団体間のネットワークの構築を図っていきたいと思います。

意見No	該当箇所	意 見 内 容	意見に対する回答
35		・登録団体になれる要件はゆるやかめに運用された方が、ある程度の数の団体と有益な交流ができるし、団体にとっても研修の機会を得て、男女共同参画意識が広がると思います。	【市】ご意見ありがとうございます。
36		・今まで市からの市民への働きかけは、市の方針を説明、納得してもらうという一方的なスタンスが多く、失望が大きかったです。今回もせっかく意見を聞かれるのですから、市にとって都合のいい意見のみを取り上げられることなく、市民にとっていい制度ができることを強く願っています。	【市】男女共同参画社会の実現を目的とする市民団体の活動を支援し、男女共同参画社会の実現に寄与することが目的ですので、すてっぷをご利用いただく方々にとってよりよい制度になることを願っています。
37		・行政と市民がともに、男女共同参画の施策を推進していきたい、と思っています。協力することに、いささかも躊躇は、しませんが、押し付けの下請けにならないように、お願いします。	【市】ご意見ありがとうございます。
38		・貸室の使用規定 各団体への支援が偏ることなく、均等に行われる工夫を。	【財団】運用の中で工夫していきたいと考えております。
39		・[意見]働く婦人の家・婦人会館を利用していた団体・市民が10年前このすてっぷ（女性センター基本構想）立ち上げに協力した。使用料が高額の為、又登録制度が無かった為活動をやめ、又中断している市民も多い。その事をふり返り、市民が利用しやすい制度を定めるべきであります。すてっぷは市民の財産です。	【市】市民が利用しやすく、また、男女共同参画社会の実現に向け推進していく制度にしたいと思います。
40		・登録団体制度を創設して、すてっぷの施設利用促進と団体活動助成、団体間のネットワーク形成を図ろうとされておりますが、その実務は財団指定管理者に委ねられることとなります。本登録団体制度は施設条例や施行規則を補完するものとして制定されるものと思いますが、これまで団体・グループが受けていた助成や支援が後退しないようお願いします。（後援・協賛・共催・助成・補助事業の拡充）	【市】【財団】登録団体制度以外の事柄に関しても、多数ご意見をいただき、ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。
41		・すてっぷ助成金事業の帰趨を明らかにして下さい。	
42		・[すてっぷの絵本（1-3才幼児用）増本]就園前の幼児が多いので、幼児向けの絵本を増本して欲しいと思います。	
43		・[自転車置き場の件]すてっぷでの活動特にボランティアで行っている団体は自転車の利用代（時間制限超過）しても無料扱いになる様な証明書カードを出して欲しいです。	